

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 名	建築確認等電子申請システム（東京都運用）との外部結合について
--------	--------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合）

（担当部課：都市計画部建築指導課）

事業の概要

事業名	建築確認等電子申請システム
担当課	建築指導課
目的	東京都の電子申請システムを導入し、建築確認等に係る建築計画概要書等を確認する。
対象者	建築主、施工者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、区と都では、建築計画概要書等の建築情報を共有する際は、都庁交換の交換便を利用し、紙での送付を行っている。</p> <p>本件、今般のデジタル化の流れや新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな働き方に対応するため、東京都が構築する建築確認等電子申請システムを導入し、区と都がそれぞれLGWAN回線による接続をすることで、安全かつ迅速な業務の推進を図る。</p> <p>2 想定件数</p> <p>年間約30件程度</p> <p>※個人情報の流れは、資料12-1のとおり</p>

件名 建築確認等電子申請システム(東京都運用)との外部結合について

保有課(担当課)	建築指導課
登録業務の名称	建築確認等電子申請システム
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	建築主名、建築情報(地名地番、延べ面積、建築確認年月日)等
結合の相手方	東京都
結合する理由	東京都が構築する建築確認等電子申請システムを導入し、区と都がそれぞれLGWAN回線による接続をすることで、安全かつ迅速な業務の推進を図る。
結合の形態	LGWAN回線を利用して、建築確認等電子申請システムと区の端末を接続することで、申請データの取込、受付、確認処理を行う。
結合の開始時期と期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 東京都策定の情報セキュリティポリシー、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 ネットワークは、行政専用のLGWAN回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。</p> <p>2 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。</p> <p>3 インターネットと庁内ネットワークとは分離するとともに、ファイア・ウォールの設置及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入・改ざんやウイルス感染を防止する。</p> <p>4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。</p> <p>5 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。</p> <p>6 システムの利用に当たっては、ユーザID・パスワードの確認措置をとり、指定した担当職員以外の利用はできないものとする。</p> <p>7 システム利用者毎に、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定する。</p> <p>8 システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。ログは必要に応じて分析を行う。</p>